

平成 28 年度

事業報告

自 平成 28 (2016) 年 4 月 1 日
至 平成 29 (2017) 年 3 月 31 日

一般財団法人 国際法学会

I. 国際法学会の現況に関する事項

(1) 事業概況

2015（平成27）年度第5回（通算第22回）理事会（臨時）で審議された一般財団法人国際法学会定款第4条各号に基づく平成28年度事業計画（平成28年4月1日～平成29年3月31日）は、以下の通りであった。

第1号 国際公法及び国際私法ならびに国際政治・外交史に関する諸問題の調査研究

1. 第4号に該当する研究大会における調査研究項目
2. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第5条2項に基づく研究情報入手及び整理の事業（国際関係法情報の更新と国際法協会との調整）
3. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第8条3項に基づくエキスパート・コメント委員会の事業

第2号 当法人と目的を同じくする内外諸団体との連絡

1. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第7条2項に基づく国際交流活動
4カ国交流の平成28年度活動
2. 日本弁護士連合会その他団体との今後の協力事業

第3号 雑誌及び刊行物の発行

1. 機関誌『国際法外交雑誌』年4回 発行
 - (1) 第115巻 第1号 2016年5月 発行予定
 - (2) 同 第2号 2016年8月 発行予定
 - (2) 同 第3号 2016年11月 発行予定
 - (2) 同 第4号 2017年1月 発行予定

第4号 研究会、講演会及び講習会の開催

1. 年次研究大会（第119年次）

平成28年9月9日（金）・10日（土）・11日（日）
静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ
2. 小田基金に基づく小田滋 ICJ 判事記念レクチャーシリーズの実施

第5号 その他理事会において必要と認める事業

1. 小田滋賞の2016年度事業
2. 国際法模擬裁判・アジアカップ2016、ジェサップ国際法模擬裁判への協力

定款第 3 条に定める当法人の目的に沿い、かつ定款第 4 条各号に従って決定した上記平成 28 年度事業計画をほぼ当初の予定通り実施することができた。

日本をめぐる国際環境が目まぐるしく変化するなかで、国際関係法の諸分野に関する研究及び教育に対する社会からの要請もますます多様化し、高度化してきている状況は異ならない。国際法学会は、国際公法、国際私法及び外交の理論及び実際を研究し、それによって、国際平和の維持及び国際正義の確立に貢献するという目的を実現するために、一般財団法人の新しい体制の下で、引き続き社会に積極的に貢献していくことを、引き続き望んでいる。

以下上記各号に沿って立てられた事業の報告ならびに、一般財団法人国際法学会認可以降の定款に基づき組織整備の状況について報告する（文中の人名については敬称略）。

（2）主要な事業内容

1) 第 4 条第 1 号に基づく事業

1. 第 4 号に該当する研究大会における調査研究項目については、第 4 条第 4 号に基づく事業の項目を参照されたい。研究の準備のための関連委員会および研究大会報告者等による調査研究活動がこれに該当する。

2. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第 5 条 2 項に基づく研究情報入手および整理の事業（国際関係法情報の更新と国際法協会との調整）に関連して、研究振興委員会は、2016 年度の主な活動として、①「国際関係リンク集」整備作業、また、②主要文献目録の作成および学会 HP での公開作業を行った。

①については、国際法、国際私法、国際政治・外交史に関心を持つ一般公衆もそれぞれの関心に応じた情報を簡便に取得できるポータルサイトを通じた提供を目的として、従来からの国際法分野に加えて、国際私法および国際政治・外交史の分野における基本情報と資料の収集に有益なインターネットサイトの選別収集を行い、利用しやすい形でまとめ、公開した。特に専門家以外の利用者の便宜を考慮し、これまで通り、問題領域（テーマ）毎に「ガイド」として概括的な説明を付すとともに、各リンク先にカーソルをあてた際に、リンク先の内容に関する紹介メッセージを表示し、リンク先に移る前にその内容・リンク先に選定した趣旨が利用者にわかるような工夫を施している。

②については、2015 年に公表された文献の目録作成作業を行い、学会 HP 上にて公開した。また、2016 年に公表された文献の目録作成作業に着手し、次年度の早い時期に学会 HP 上で公開する予定で作業を進めている。主要文献目録において提供すべき文献情報の対象・範囲および取り纏め方法については、基本的に従来例に倣うこととした。外国語文献についても、2015 年度に明確化した収録指針・基準に従い、本学会会員から研究振興委員会宛てに自己申告・情報提供されたもののみを収録することとし、情報提供方法・期限と合わせて、学会誌および学会 HP において周知を図った。

3. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第8条3項に基づき、エキスパート・コメント委員会は、「国際関係法について生起するさまざまな問題についての社会のニーズに応じて、適切な解説などの情報を提供する」ことを旨として設置された。具体的には、社会一般にも関心をもたれうる問題について学会の関心分野から専門的コメントを作成し、ホームページ上で公表をすすめていく「エキスパート・コメント」に関する事業を担当している。2016年度に執行部体制が新しくなったことにより、エキスパート・コメント委員会は今期が第3期となる。今期の委員会もまた、第1期及び第2期の委員会が作成した基本方針をもとに、その事業を発展させるための検討を行ってきた。

2016年度の新体制移行後に行った活動としては、以下の10件の「エキスパート・コメント」を学会ホームページに掲載した。そのうち、2件は前期委員会の下で依頼済みであったものであり、それ以外の8件が現体制の下で依頼したものである。

- ①森 肇志（東京大学）「国際法上の集団的自衛権」
- ②早川 吉尚（立教大学・弁護士）「アンチドーピングとオリンピック・パラリンピック」
- ③中島 啓（神戸大学）「南シナ海仲裁判断の意味」
- ④佐藤 義明（成蹊大学）「武力紛争における文化財の保護」
- ⑤久保田 泉（国立環境研究所）「パリ協定の発効と今後の温暖化対策」
- ⑥酒井 啓亘（京都大学）「国連平和維持活動（PKO）と「駆け付け警護」」
- ⑦加々美 康彦（中部大学）「南シナ海仲裁判断における島の定義」
- ⑧黒崎 将広（防衛大学校）「ドローンの国際的規制」
- ⑨村上 愛（北海学園大学）「重国籍と日本の国籍法」
- ⑩瀬田 真（横浜市立大学）「接続水域で沿岸国ができること・できないこと」

前期からエキスパート・コメント委員会の委員以外の会員にエキスパート・コメントの執筆依頼が行われているが、今期もそうした試みを継続している。なお、これまでのところエキスパート・コメントは日本語のみとなっている。前期活動の総括にあるように、「学会のホームページに掲載することの目的として、日本の国内への専門的な知見の発信と、国際社会に対する日本からの専門的な見地からの意見の発信という2つの側面がある」ことは今期の委員会でも共有されたが、今期においては時宜にかなった適切なテーマについて随時コメントを公表することを優先することとし、英文によるエキスパート・コメントは、英文の校閲の負担などを含めた支援方法の検討も含め、今後の検討課題とした、

2) 第4条第2号に基づく事業

1. 国際交流活動 国際交流活動は国際交流委員会が担当している。国際交流委員会は、本年度、4学会（日、米、加、豪・NZ）国際会議開催準備などの国際交流事業を遂行した。4学会国際会議は、カナダ国際法学会、アメリカ国際法学会、オーストラリア・ニュージーランド国際法学会、日本国際法学会の4学会共催で開催されている。第1回会議が2006年6月にウ

ェリントン（ニュージーランド）、第2回会議が2008年9月にエドモントン（カナダ）、第3回会議が2010年8月に淡路夢舞台国際会議場（日本）、第4回会議が2012年9月にパークレー（アメリカ）、第5回会議が2014年7月にキャンベラ（オーストラリア）、第6回が2016年7月にウオータールー（カナダ）で開催された。

第7回会議は、日本国際法学会の主催により、2018年に日本で開催される予定である。国際交流委員会では、2016年9月より、他の3学会とも適宜協議しつつ、その開催に向けて具体的な準備を進めてきた。その結果、開催日は2018年6月2日～3日、開催場所は早稲田大学国際会議場（東京）、統一テーマを“Changing Actors in International Law”と決定した。また、同テーマに関するCall for Papersを作成し、2017年12月1日を締切として、学会ホームページ等を通じて報告者の公募を開始した。

以上のほか、韓国国際法学会からの招待により、2016年10月に開催された同学会年次大会に、岩月直樹・立教大学教授及び加藤陽・近畿大学准教授の2名の報告者を派遣した。また同大会には、日本国際法学会代表理事の代理として、国際交流委員会委員長である兼原敦子・上智大学教授を派遣し、学会間の協力に関するMOUの交換も行った。韓国国際法学会との今後の具体的な交流のあり方については、その後も継続的に検討を進めている。

2. 日本弁護士連合会その他団体との今後の協力事業 日本弁護士連合会との協力事業および当法人と目的を同じくする日本の諸団体との連携は、アウトリーチ委員会が関連事業を担当している。アウトリーチ委員会は、当初の事業計画として、①一般市民に国際法への理解と関心を深めてもらうために、国際法学会主催の市民講座を実施する、②日弁連主催のセミナーへの後援を行う等、日弁連との提携をすすめる、③IBA（国際法曹協会）等、国際的な法曹団体との提携をすすめる、ことを計画した。①に関しては、隔年に開催している市民講座の第3回目を2017年秋に開催することを計画し、委員会としては「スポーツと国際法」をテーマとして開催することを決定し、その準備をすすめた。②に関しては、2016年9月2日に弁護士会館において開催された日弁連主催の「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」への後援を行った。「実践・国際法」への講演者に道垣内正人会員（早稲田大学）を推薦し、同会員が講演した。さらに、日弁連の「国際公法実務研修連続講座」に講師として会員を推薦し、以下のとおり会員が講演した。第2回「国際公法の実務総論2」坂元茂樹会員（同志社大学）2016年11月24日、第3回「国際司法裁判所(ICJ)の理論」玉田大会員（神戸大学）2016年12月8日、第4回「国連海洋法条約(ICJ)及び国際海洋法裁判所(ITLOS)の理論」河野真理子会員（早稲田大学）2016年12月22日、第7回「国際刑事法廷（ICC・ICTYを含む）の理論」古谷修一会員（早稲田大学）2017年1月31日、第9回「世界貿易機関（WTO）紛争解決手続の理論」阿部克則会員（学習院大学）2017年3月7日。39名の弁護士が受講した。③に関しては、IBA（国際法曹協会）をはじめとするや国際的な法曹団体との今後の連携のあり方について委員会内部で検討をすすめた。

3) 第4条第3号に基づく事業

一般財団法人国際法学会は、第22回理事会(2016年3月13日)において、国際法外交雑誌第115巻の第1号を2016年5月に、第2号を2016年8月に、第3号を2016年11月に、そして第4号を2017年1月に印刷・発行することを決定した。

上記編集方針に基づき、雑誌編集委員会は、2016年5月に第115巻第1号(総頁数103頁)を発行した。同号には、高杉直教授(同志社大学)、的場朝子准教授(京都女子大学)、種村佑介准教授(首都大学東京)、及びChristophe BERNASCONI氏(Secretary General, Hague Conference on Private International Law)による4本の論説、篠田英朗教授(東京外国語大学)、及び山田哲也教授(南山大学)による2本の紹介、並びに会報1本が掲載された。

続いて、2016年8月に第115巻第2号(総頁数126頁)を発行した。同号には、王志安教授(駒沢大学)、黒神直純教授(岡山大学)、黒崎将広准教授(防衛大学校)、及び山口敦子氏(知的財産研究教育財団知的財産研究所)による4本の論説、小栗寛史氏(九州大学大学院)による紹介、並びに会報3本が掲載された。

さらに、2016年11月に第115巻第3号(総頁数126頁)を発行した。同号には、山根裕子名誉教授(政策研究大学院大学)、小寺智史准教授(西南学院大学)、及び佐野寛教授(岡山大学)による3本の論説、並びに会報9本が掲載された。

第115巻最終号として2017年1月に第4号(総頁数167頁)を発行した。同号には、青木節子教授(慶應義塾大学)、森肇志教授(東京大学)、及び森下哲朗教授(上智大学)による3本の論説、3本の資料、李禎之教授(岡山大学)による紹介、会報1本、並びに総目次が掲載された。

この結果、第115巻は、論説14本、資料3本、紹介4本、会報14本、及び総目次という構成となり、総頁数は522頁であった。

4) 第4条第4号に基づく事業

国際法学会2016年度(第119年次)研究大会は、年1回の3日間開催に移行した4度目の大会として、2016(平成28)年9月9日(金)、10日(土)、11日(日)に静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ(静岡県静岡市駿河区池田79-4)において開催され、329名の参加者を得た。第1日は、午後から、森川幸一(専修大学教授)の座長の下、「国際法の実現」を共通テーマに、萬歳寛之(早稲田大学教授)、玉田大(神戸大学教授)、遠井朗子(酪農学園大学教授)、石垣友明(外務省気候変動課長)の報告及び質疑応答が行われた。第2日午前は、今回で第2回となる小田滋判事記念講演が開催された。坂元茂樹(同志社大学教授)の座長の下、「国際人権法の展開—国際人権規約採択50周年の機会に」をテーマに、アンドリュー・バーンズ(ニューサウスウェールズ大学教授)、申恵丰教授(青山学院大学教授)、前田直子(京都女子大学准教授)の報告及び質疑応答(いずれも英語)が行われた。第2日午後は、第1分科会として、寺谷広司(東京大学教授)の座長の下、「国際人権法の展開—人権規範の適用範囲と実効性」をテーマに、川村真理(杏林大学准教授)、松井章浩(大阪工業大学准教授)、菅原絵美(大阪経済法

科大学准教授)、林貴美(同志社大学教授)の報告・討論及び質疑応答が行われた。第2分科会では、江藤淳一(上智大学教授)の座長の下、「国際法における法の一般原則」をテーマに、福王守(駒沢女子大学教授)、荒木一郎(横浜国立大学教授)、安藤貴世(日本大学教授)、佐藤智恵(明治大学専任講師)の報告・討論及び質疑応答が行われた。第3分科会では、神前禎(学習院大学教授)の座長の下、「国際社会における法規範の多元性」をテーマに、中野俊一郎(神戸大学教授)、伊藤弘子(名古屋大学特任准教授)、小坂田裕子(中京大学准教授)、三浦聡(名古屋大学教授)の報告・討論及び質疑応答が行われた。第3日午前は、個別報告として、出口耕自(上智大学教授)の座長の下、榎崎みどり(中央大学教授)の報告及び質疑応答が、川崎恭治(成城大学教授)の座長の下、坂巻静佳(静岡県立大学専任講師)、櫻井大三(学習院女子大学教授)の報告及び質疑応答が行われた。同一時間帯に、個別報告として、高村ゆかり(名古屋大学教授)の座長の下、豊田哲也(国際教養大学准教授)、川岸伸(静岡大学准教授)の報告及び質疑応答が、大島美穂(津田塾大学教授)の座長の下、吉川元(広島市立大学教授)の報告及び質疑応答が行われた。第3日午後は、個別報告公募の分科会Aとして、酒井哲哉(東京大学教授)の座長の下、高橋力也(日本大学助教)、篠田英朗(東京外国語大学教授)の座長の下、澤田眞治(防衛大学校教授)、山形英郎(名古屋大学教授)の座長の下、近藤航(一橋大学大学院博士課程)、中井伊都子(甲南大学教授)の座長の下、田村恵理子(宮崎公立大学准教授)の報告と質疑応答が行われた。パネル公募の分科会Bでは、植木俊哉(東北大学教授)の座長の下、「国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)新協定をめぐる国際法の新たな展開」をテーマに、北浦康弘(外務省海洋法室長)、加々美康彦(中部大学准教授)、佐俣紀仁(東北医科薬科大学専任講師)の報告・討論及び質疑応答が行われた。パネル公募の分科会Cでは、濱本正太郎(京都大学教授)の座長の下、「投資条約仲裁は、いかなる意味において国際法上の制度なのか」をテーマに、中島啓(神戸大学学術研究員)、二杉健斗(京都大学大学院博士課程)、山下朋子(日本学術振興会特別研究員)の報告・討論及び質疑応答が行われた。パネル公募の分科会Dでは、高杉直(同志社大学教授)の座長の下、「国際的な法統一の展開と法形成における政策目的」をテーマに、西谷祐子(京都大学教授)、小塚荘一郎(学習院大学教授)、加藤暁子(日本大学准教授)、伊藤一頼(北海道大学准教授)の報告・討論及び質疑応答が行われた。2016年度(第119年次)研究大会の報告及び質疑討論の要旨は、国際法外交雑誌第115巻第3号68頁以下に掲載されている。9月10日には会員総会が開催され、2017年度(第120年次)研究大会が9月4日～6日の3日間、新潟市で開催予定であることが報告された。会員総会終了後、懇親会が開催され、152名の会員が出席した。

2017年度(第120年次)研究大会については、朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター(新潟市中央区万代島6番1号)において9月4日(月)～6日(水)の3日間開催することで、大会運営委員会が準備を進めている。同センターは、2014年度の研究大会での使用実績もあり、研究企画委員会よりすでに提出されているプログラム案にも十分対応できるだけの会場を確保できることから、2017年度の研究大会開催会場として適切であると判断した。

大会運営委員会は、同時に2018年度(第121年次)研究大会についても、会場の確保を含め

た準備を進め、委員長、幹事及び前事務局長で下見を行い、札幌コンベンションセンター（札幌市白石区東札幌 6 条 1 丁目 1-1）が適当であると判断し、仮予約を行った。開催は、2018 年 9 月 3 日（月）～5 日（水）の予定である。

5) 第 4 条第 5 号に基づく事業

1. 小田滋賞

一般財団法人国際法学会は、国際法、国際私法、国際政治・外交史の分野における研究を普及すること、特に将来を担う若手研究者の育成を促進することを目的として「小田滋賞」を設け、上記分野における優秀な論文を顕彰する事業を行っている。当該事業は、国際関係法教育委員会が担当している。応募論文の審査は、予備審査と本審査から成り、前者については国際関係法教育委員会が当面これを担当し、後者については代表理事からの委嘱を受けた 3 名の会員から構成する選考委員会がこれを担当する。

今年度は、第 3 回の募集に 4 編の応募があり、選考委員会による厳正な審査を踏まえ、2016 年 5 月 1 5 日開催の第 2 3 回理事会は受賞者（奨励賞 2 名）を決定した。これを受けて、同年 6 月 1 8 日、ホテルメルパルク東京において表彰式を行った。

引き続き国際関係法委員会では第 4 回小田滋賞の公募、論文の予備審査を行った。広報活動として、国際法学会のウェブサイト上に公募の文面を公開するとともに、ポスターを制作して全国の主要大学に送付した。公募論文の応募は、応募側の便宜を考え、2017 年 1 月末を締め切りとして、2 月に予備審査を行った。3 月には選考委員会が本審査を行った。5 月の理事会で受賞論文を決定し、6 月には授賞式を行う予定である。

2. 若手研究者育成事業

優秀な若手研究者の育成に努めることは国際法学会にとってきわめて重要な課題であり、若手研究者育成委員会は長期的視点に立って継続的に若手研究者育成事業に取り組んでいる。

若手研究者育成委員会では、本年度も、夏の時期に東京において外務省と共催の形で開催する「国際法模擬裁判・アジアカップ 2016」の企画・運営と、冬に京都で開催される「ジュエサップ国際法模擬裁判 2016」日本予選大会への協力を中心として、本委員会の活動を行うことを計画した。

まず、若手研究者育成委員会では、外務省国際法局国際法課との共催により、2016 年 8 月 23 日（火）・24 日（水）の両日、東京の外務省を会場として「国際法模擬裁判アジアカップ 2016」を開催した。本年度の大会には、アジア 11 カ国から 34 大学が書面を提出し、書面審査により選抜された 11 カ国 12 大学の学生が東京での大会に実際に参加して口頭弁論を行った。若手研究者育成委員会では、外務省国際法局国際法課との綿密な連携の下で本大会の企画及び運営に当たり、若手研究者育成委員会の委員を中心に国際法学会の多くの会員が大会での書面審査を行い、弁論裁判官を務めた。本年度の大会では、日本からの

参加 5 大学の中から東京大学と京都大学の 2 大学が弁論大会への出場権を獲得したが、シンガポールのシンガポール国立大学が総合優勝し、フィリピンのアテネオ・デ・マニラ大学が準優勝となった。本国際法模擬大会は、アジア各国で高い評価を得て定着しつつあり、日本の国際法学会と日本政府（外務省）が協力してこのような大会を運営し成功を収めていることは、本学会の社会貢献・国際貢献としても大きな意義を有するものと考えられる。なお、昨年度に引き続き、2016 年度も本大会の実施に関して日本財団からの財政的支援を得ることができた。

また、2017 年 2 月 18 日（土）・19 日（日）に、「ジェサップ国際法模擬裁判 2016」が京都の京都大学及び同志社大学を会場として開催された。同大会では、国際法学会の岩沢雄司代表理事及び村瀬信也会員（国連国際法委員委員）、さらに外務省の齋木尚子国際法局長が決勝裁判官を務めたほか、若手研究者育成委員会の委員を含む国際法学会会員の多くが書面裁判官又は弁論裁判官として大会の運営に協力を行った。

以上のような国際法に関する模擬裁判大会は、学生が日頃大学や大学院等で学ぶ国際関係法が実際の国際司法機関の場でどのように活用されるのかを体感する非常に優れた教育機会でもあり、本委員会としても、国際関係法に関する学生の関心をさらに一層高めることを通じて優秀な若手研究者層を拡大するための有効な方法として、来年度以降も継続して取り組んでいきたい。

3. ホームページ委員会および会員委員会の事業

第 3 期のホームページ委員会は、第 2 期のホームページ委員会の下で行われた作業・検討を引き継ぎ、①これまでのホームページ委員会が作成した現在のホームページを維持・改善し、日常的に更新することとともに、②2017 年度においてホームページの全面的な改定を行うことをめざして、改定に向けた検討を行うことを事業計画とした。①については、学会の関連委員会や会員などの要請に応じ、必要に応じて関連委員会と相談して、学会ホームページの日常的更新を行った。雑誌編集委員会の協力を得て、しばらく滞っていた国際法外交雑誌の表紙の掲載を行うなどした。②については、これまでの学会ホームページのコンテンツをいかしつつ、全面的なホームページの改定を行うことを委員会として決定し、大筋の方針について、2017 年 2 月の学会理事会において提案し、理事会での議論をふまえて作業を進めている。希望があれば関連委員会が自ら更新できるようにすること、学会のロゴマークの作成、英語のページを作成し、英語での情報発信を活発化させることも全面改定における検討事項としている。ホームページ委員会では、引き続き一般財団法人国際法学会に関する有益な情報を会員及び一般向けに提供・発信していくために、2017 年度においても上記の 2 つを柱として、とりわけ 2017 年度内にホームページの全面改定を完了することをめざし、引き続き学会ホームページの内容の充実に努めていく。

会員委員会では、①前期からの課題として、発行が遅延しているニューズレターにつき、様々な意味でのコストがかかる等を理由にこれは当面発行しないこととし、学会からの情報発信は学会の HP を通じて行うことに一本化すること、②個人情報保護のための適切な措置をとった上で

学会 HP 上に名簿を掲載すること、③総会等においては学会運営についての意見等の表明は事実上困難であることから、監事にのみ伝わることを保証された意見伝達方法(「目安箱」)を HP に組み込むこと、という諸方針を決定し、理事会で以下の結論を得た。上記①に関して、紙ベースでのニューズレターの発行は取りやめることについて了承が得られた。一方、研究大会が年 1 回であることから、会員とのコミュニケーションを図ることが必要との指摘を受けて、email により会員に情報配信について検討することとなった。具体的には、会員の email アドレスの正確な把握が事務局により得られることを前提として、コンテンツについて検討の上、適当な期間を経ての配信を目指すことになろう。②に関しては、セキュリティ面とコストとの比較衡量により、当面見送ることとされた。③の「目安箱」は、現在の HP で簡単に設定できることから、HP 委員会において速やかに措置することとなった。

(3) 管理運営に関する状況

1) 登記、規程、契約および報告事項

定款変更の法務局登記、内閣府への公益目的支出計画実施報告の作成をはじめ、国際法学会執行部の力だけでは対応しきれないさまざまな法的、会計的事務事項があることから、新たに認可された一般財団法人国際法学会の安定的な運営を行っていくためには、適宜弁護士、司法書士、公認会計士等の専門家に相談し、適切に対処していくことの必要性が、2012(平成 24)年度の活動を通じて明らかとなった(2012(平成 24)年度事業報告参照)。これを受けて理事会は、2013(平成 25)年度以降、法律事務での助言を受けるために、多湖・岩田・田村法律事務所と法律事項の助言に関する契約を締結し、またいずみ会計事務所と会計関連業務に関する契約書を締結した。2015(平成 27)年度公益目的支出計画実施報告は、上記弁護士事務所および会計事務所の助言、作成業務を得て 2016(平成 28)年 6 月 28 日に提出した。

また登記手続きについては、旧法人より助言及び手続きの代行等を依頼していた竹内敦史司法書士事務所に引き続き依頼し、今期は、落合幸造司法書士事務所に依頼している。

新法人移行後の学協会サポートセンターとの委託業務の見直しと再契約については、2014(平成 26)年度に新たな契約を行い、業務委託を継続した。この契約は第 6 条により 2016(平成 28)年 3 月 31 日に終了する予定であったが、契約期間満了の 3 か月前までに契約当事者のいずれも終了の申し入れを行わなかったことから、同契約の第 7 条に基づき、自動的に 2 年延長され、2018(平成 30)年 3 月 31 日まで有効となっている。

また国際法外交雑誌第 115 巻の学会誌の印刷、出版および編集作業に関する契約書は、随意契約となったことを受けて、2016(平成 28)年 5 月 20 日に、坂元代表理事と富山房インターナショナルとの間で締結された。

2) 第 2 期評議員の改選

定款第 16 条 1 項により、一般財団法人国際法学会の最初の評議員の任期は、2016 年 6 月

末までに開催される 2016（平成 28）年度の評議員会（定時）の終結の時までであった。

2016（平成 28）年 4 月 20 日に開催された 2016（平成 28）年度第 1 回（通算第 12 回）評議員会（臨時）は、2015 年度に実施された会員の意見聴取の結果を受けて、一般財団法人国際法学会第 2 期評議員 15 名を選出した。15 名全ての候補者から就任同意が得られたことを受け、評議員の交代につき、登記変更を落合司法書士に依頼し、2016（平成 28）年 7 月 21 日に全ての登記変更が完了した。

2016（平成 28）年 7 月 17 日に開催された 2016（平成 28）年度第 3 回（通算第 14 回）評議員会（臨時）において、定款第 13 条第 2 項、第 14 条第 3 項、第 18 条第 2 項（2）に基づき、薬師寺公夫評議員が評議員会会長に、山影進評議員が評議員会副会長に選任された。

3) 第 3 期理事の改選

定款第 31 条 1 項により、一般財団法人国際法学会の第 2 期理事の任期は、2016 年 6 月末までに開催される 2016（平成 28）年度の評議員会（定時）の終結の時までであった。そのため、2016 年度の評議員会の任務の一つは、2016 年度の評議員会（定時）開催日から 2018 年度の評議員会（定時）開催日までを任期とする第 3 期理事を選任することであった。

2016（平成 28）年 4 月 20 日に開催された 2016（平成 28）年度第 1 回（通算第 12 回）評議員会（臨時）は、2015 年度に実施された会員の意見聴取の結果を受けて、一般財団法人国際法学会第 3 期理事 18 名を選出した。18 名全ての候補者から就任同意が得られたことを受け、理事の交代につき、登記変更を落合司法書士に依頼し、2016（平成 28）年 7 月 21 日に全ての登記変更が完了した。

4) 代表理事改選の準備及び改選

2016（平成 28）年度第 2 回（通算第 24 回）理事会（臨時）において、役職指定の理事は代表理事候補者とならない旨、代表理事の選任に関する申し合わせを改正することが議決された。その上で、同理事会における投票により、定款第 28 条 2 項に基づき、岩澤雄司理事を代表理事として選定することが可決された。

5) 組織整備

定款第 52 条および「委員会に関する規程」に基づいて一般財団法人国際法学会には 11 の委員会が設置され、7 つの部に所属させている。現在の理事及び各種委員会の委員の任期は、定款および「委員会に関する規程」に基づいて、2018 年 6 月の評議員会（定時）が開催されるまでとなる。

なお、各委員会の運営を円滑に進めるため、2016 年度研究大会第 1 日目午前に、各委員会所属委員を招集した委員会の全体会合を開催し、今期執行部の運営方針などについて代表理事より報告が行われた。その後、各委員会に分かれて、今後の各委員会運営方針などについて確認した。

7つの部は、総務、会計、研究企画、研究振興、雑誌編集、国際交流、社会連携であり、その下に各委員会が置かれる。部と委員会の構成は下記「国際法学会概要」(3)のとおり(○印は幹事)。

6) 理事会および評議員会

1. 理事会

当該事業年度は理事会を次のとおり5回開催した。

- ・第1回理事会(通常・通算第23回) 平成28年5月15日(日)開催
- ・第2回理事会(臨時・通算第24回) 平成28年6月18日(土)開催
- ・第3回理事会(臨時・通算第25回) 平成28年7月17日(日)開催
- ・第4回理事会(通常・通算第26回) 平成28年9月9日(金)開催
- ・第5回理事会(臨時・通算第27回) 平成29年2月18日(土)開催

2. 評議員会

当該事業年度は評議員会を次のとおり3回開催した。

- ・第1回評議員会(臨時・通算第12回) 平成28年4月10日(日)開催
- ・第2回評議員会(定時・通算第13回) 平成28年6月18日(土)開催
- ・第3回評議員会(臨時・通算第14回) 平成28年7月17日(日)開催

II. 国際法学会概要

(1) 事務所

神奈川県横浜市中区山下町194-502

(2) 会員

| | 期首 (2016年4月1日) | 入会 | 退会 | 期末会員数 |
|------|----------------|-----|----|-------|
| 一般会員 | 768名 | 9名 | 9名 | 777名 |
| 学生会員 | 102名 | 12名 | 0名 | 97名 |
| 維持会員 | 3名 | | | 3名 |
| 名誉会員 | 40名 | | 4名 | 36名 |
| 終身会員 | 2名 | | 0名 | 2名 |
| 合計 | 915名 | | | 915名 |

終身会員は現在は廃止されているが、以前に終身会員となった者はその地位を維持している（一般会員で終身会費を払った者をいう）

(3) 役員等の状況

1) 理事（常勤）

| 地位 | 氏名 | 重要な兼務の状況 |
|------|-------|--------------|
| 代表理事 | 岩沢雄司 | 東京大学教授 |
| 理事 | 浅田正彦 | 京都大学教授 |
| 理事 | 石田 淳 | 東京大学教授 |
| 理事 | 植木俊哉 | 東北大学教授 |
| 理事 | 小畑 郁 | 名古屋大学教授 |
| 理事 | 兼原敦子 | 上智大学教授 |
| 理事 | 酒井啓亘 | 京都大学教授 |
| 理事 | 坂元茂樹 | 同志社大学教授 |
| 理事 | 高村ゆかり | 名古屋大学教授 |
| 理事 | 都留康子 | 上智大学教授 |
| 理事 | 道垣内正人 | 早稲田大学教授 |
| 理事 | 中谷和弘 | 東京大学教授 |
| 理事 | 西谷祐子 | 京都大学教授 |
| 理事 | 古谷修一 | 早稲田大学教授 |
| 理事 | 真山全 | 大阪大学教授 |
| 理事 | 御巫智洋 | 外務省国際法局国際法課長 |
| 理事 | 森川幸一 | 専修大学教授 |

理事 森田章夫 法政大学教授

2) 監事 (常勤)

| 地位 | 氏名 | 重要な兼務の状況 |
|----|------|----------|
| 監事 | 吾郷眞一 | 立命館大学教授 |
| 監事 | 佐野 寛 | 岡山大学教授 |

3) 評議員 (常勤)

| 地位 | 氏名 | 重要な兼務の状況 |
|-----|------------|----------------------|
| 評議員 | 青木 清 | 南山大学教授 |
| 評議員 | 岡野祐子 | 関西学院大学教授 |
| 評議員 | 柏木 昇 | 東京大学名誉教授 |
| 評議員 | 川村 明 | アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士 |
| 評議員 | 北村泰三 | 中央大学教授 |
| 評議員 | 吉川 元 | 広島市立大学広島平和研究所所長 |
| 評議員 | 久具 (古城) 佳子 | 東京大学教授 |
| 評議員 | 齋木尚子 | 外務省国際法局長 |
| 評議員 | 佐藤哲夫 | 一橋大学教授 |
| 評議員 | 佐藤やよひ | 関西大学教授 |
| 評議員 | 須網隆夫 | 早稲田大学教授 |
| 評議員 | 平 寛 | 大阪市立大学教授 |
| 評議員 | 薬師寺公夫 | 立命館大学教授 |
| 評議員 | 山影 進 | 青山学院大学教授 |

(3) 運営組織

1. 総務部 総務担当業務執行理事・事務局長・幹事若干名

1) 事務局 【庶務】

事務局長 森田章夫

事務局員 岩月直樹、○寺谷広司、○西村弓

2) ホームページ委員会 【学会 HP の維持管理】

委員長 高村ゆかり

委員 小林友彦、○児矢野マリ、濱田太郎、松井彰浩

3) 会員委員会 【ニューズレターの発行、会員名簿の作成など】

委員長 道垣内正人

委員 坂巻静佳、竹村仁美、○中西康、二村まどか

2. 会計部 会計担当業務執行理事・幹事

会計部長 古谷修一

部員 ○瀬田 真

3. 研究企画部 【研究大会の企画と実施】

1) 研究企画委員会 【研究大会のプログラムの計画実施】

委員長 浅田正彦

委員 国際法 ○阿部達也、阿部浩己、伊藤一頼、黒神直純、柴田明穂、○濱本正太郎、
萬歳寛之

国際私法 ○高杉直、多田 望、森下哲朗

国際政治・外交史 大島美穂、○大矢根聡

外務省 御巫智洋（外務省国際法局国際法課長）

2) 研究大会運営委員会 【コンベンション方式の研究大会の立案・実施】

委員長 森川幸一

委員 岡田陽平、岡松暁子、黒崎将広、小寺智史、○山田哲也

4. 研究振興部 【研究教育上のサービス提供】

1) 研究振興委員会 【国際法資料集の改訂作業を含む】

委員長 小畑 郁

委員 国際法 石川知子、徳川信治、○水島朋則、皆川 誠、宮野洋一

国際私法 横溝 大

国際政治・外交史 山田高敬

2) 若手研究者育成委員会 【模擬裁判アジアカップ、ジェサップ裁判等への対応】

委員長 植木俊哉

委員 阿部克則、石井由梨佳、坂本一也、佐俣紀仁、竹内真理、松隈 潤、○森 肇志

5. 雑誌編集部 【国際法外交雑誌の編集・刊行】

雑誌編集委員会

委員長 真山 全

委員 国際法 新井 京、○洪恵子、繁田泰宏、戸田五郎、西本健太郎、山田卓平、
山本良、吉田 脩、○和仁健太郎

国際私法 ○神前禎、北澤安紀、国友明彦、林 貴美

国際政治・外交史 ○小林 誠、篠田英朗、篠原初枝

外務省 毛利忠敦（国際法局条約課長）

6. 国際交流部 【国際交流】

国際交流委員会

委員長 兼原敦子

委員 国際法 江藤淳一、北村朋史、○玉田 大、西村智朗、○堀口健夫

国際私法 竹下啓介、長田真理

国際政治・外交史 長 有紀枝、廣瀬陽子

7. 社会連携部 【ステークホルダーとの連携】

1) アウトリーチ委員会 【日本弁護士連合会・国際法曹協会などとの連携】

委員長 中谷和弘

委員 国際法 小島千枝、○佐藤義明、立松美也子、中山雅司

国際私法 増田史子

国際政治・外交史 澤田眞治

2) エキスパート・コメント委員会 【カレントな問題について専門家としての意見を公表】

委員長 酒井啓亘

委員 国際法 加藤 陽、齋藤民徒、鶴田 順、豊田哲也、○西 平等、深町朋子

国際私法 早川吉尚、村上 愛

外務省 林 和孝（国際法局国際法課首席事務官）

3) 国際関係法教育委員会 【小田滋賞他国際関係法の教育】

委員長 石田 淳

委員 国際法 ○藤澤 巖、許 淑娟、李 禎之

国際私法 織田有基子、中野俊一郎

国際政治・外交史 石井貫太郎

以上